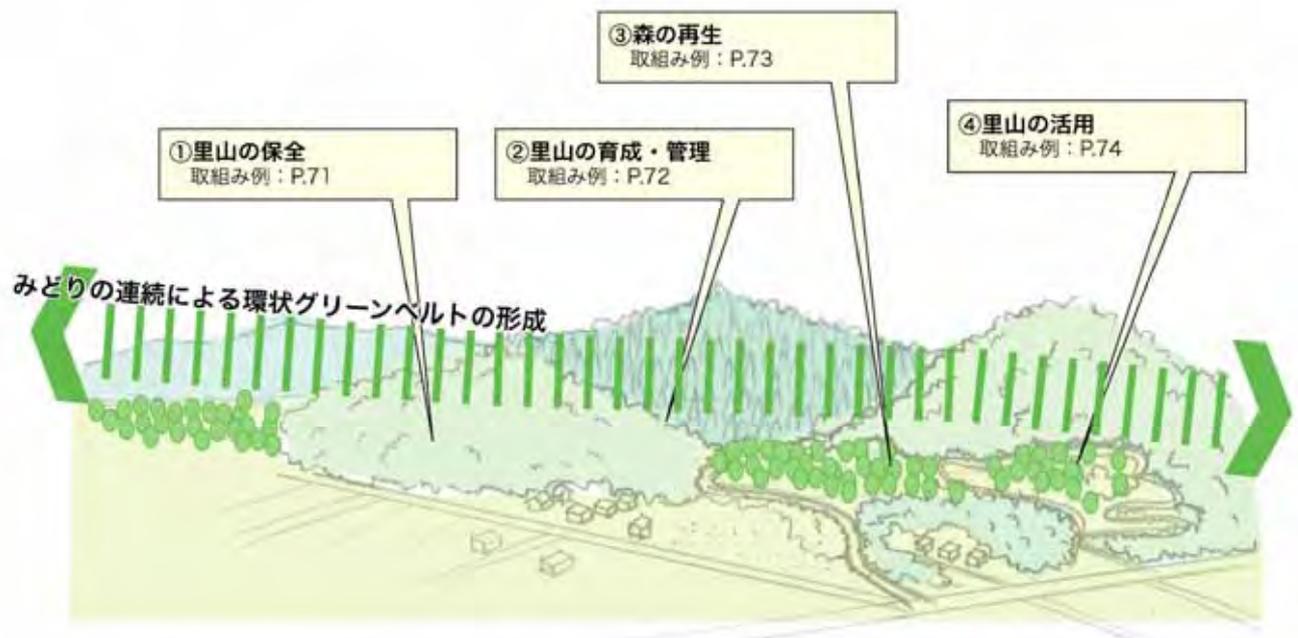


里山での活動の取組み

< 里山でのみどりづくりのあり方 >

市街地をとりまく里山のみどりは、都市環境を形成する貴重な**森林**の一部であることから、生物の生息移動空間の**保全を図るなど、良好な自然環境の**育成・管理に努め、みどりとふれあう活動の場として活用し、札幌らしい良好な都市景観・都市環境の維持向上を目指しましょう。

里山の保全 里山の保全	P71	関連する主なプログラム
里山の育成・管理 里山の育成・管理 森の再生	P72	関連する主なプログラム
里山の活用 里山の活用	P74	関連する主なプログラム



里山では、行政による公有林の保全のほか、制度に基づいた民有林の保全を進めましょう。また、都市環境林などを拠点とした市民、活動団体による里山の保全活動を積極的に進めましょう。

各担い手の役割	市民 企業	・市民、企業は、所有する 森林 が、 <u>市街地をとりまく貴重なみどりの一部</u> であることを認識し、制度に基づいた保全に努めましょう。
	活動団体	・活動団体は、行政や専門機関との連携のもと、それぞれの目的に応じ、里山保全のための動植物調査など、自主的な保全活動を展開しましょう。
	大学・専門	・大学など専門機関は、里山の保全に向けた <u>調査・研究に取組み、保全活動を技術的に支援</u> しましょう。
	行政	・行政は、貴重な 森林 の公有化や各種制度の運用により里山の保全に取り組むほか、活動団体などによる里山の保全活動に資材提供などの支援を行うとともに、関係機関の調整を行います。

里山の保全

制度に基づいた保全が図られている里山の例

市街地に近い里山は、都市環境林取得整備事業などにより保全を進めています。



活動団体による里山保全に向けた動植物調査の例

活動団体による昆虫調査や植物調査が行われています。

< 昆虫調査（澄川都市環境林） >



< 植物調査（西岡公園） >



制度・支援メニュー

ボランティア	・ <みどりのボランティア> 森林ボランティア制度 P.79
みどりを守る	・ 風致地区制度 P.83
みどりを守る	・ 緑保全創出地域制度 P.83
みどりを守る	・ <u>都市環境林取得整備事業 P.83</u>

里山での環状グリーンベルト形成に向けて、既存のみどりの育成・管理を推進するほか、公有地や未利用地を活用し、市街地をとりまくみどり豊かな景観づくりや生物の生息・移動空間の確保、低炭素社会の実現に向けた新たな森づくりに取り組みましょう。

各担い手の役割	市民	・市民は、行政や活動団体が企画する植樹祭などの活動に参加するほか、植樹のための基金への寄付や、森林ボランティアに登録するなど、積極的に里山の育成・管理活動に参加しましょう。
	活動団体	・活動団体は、行政と連携し、それぞれの目的に応じて、里山の育成・管理や <u>植樹のための苗木</u> の育成など、自主的な <u>里山</u> の育成・管理や森づくり活動を展開しましょう。
	企業	・企業は、里山の育成・管理に向けた森づくり活動に積極的に参加するほか、カーボンオフセットやネーミングライツによる森づくり活動、企業 CSR 活動としての資材や人材の提供などを行いましょう。
	大学・専門	・大学など専門機関は、里山の育成・管理に向けた技術支援や、植樹技術・森づくりの意義について研究・開発・普及に努めましょう。
	行政	・行政は、制度の運用や市有林の育成・管理を進めるほか、森づくりのための植樹祭を企画するなど、里山の育成・管理の <u>活動を進めるため</u> 、 <u>活動場所</u> の確保や提供、資材の提供などの支援を行い、関係者や関係機関との調整を行います。

里山の育成・管理

森林ボランティアによる里山の育成・管理活動例

樹木の適正な生育を促すため、間伐や枝うちを行っています。また、林床にさまざまな野草が生えてくるように、ササ刈りなどの作業を行っています。

< 間伐および枝うち作業 >



< 林床部の管理 >



制度・支援メニュー

ボランティア ・ <みどりのボランティア> 森林ボランティア制度・・・・・・・・・・・・・・・・P.79

活動団体による苗木管理の例

里山の育成・管理に向けて、苗木を育てています。

< 苗木管理 >



森の再生

森の再生の取組み事例

植樹活動によって森の再生への取組みが進められています。

< 植樹活動（東部緑地） >



< 新たにつくられた森（東部緑地） >



< 植樹活動（白旗山都市環境林） >



【カーボンオフセットとは】
直接的な施策によって削減できないCO2（カーボン）を、森林吸収源を守る植林やクリーンエネルギーなどの事業に投資することなどにより、排出した分を相殺（オフセット）するしくみのこと。

【ネーミングライツとは】
主にスタジアムやアリーナなどのスポーツ施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を施設名称として付与する権利で、「命名権」とも呼ばれる。

制度・支援メニュー

ボランティア ・ <みどりのボランティア> 森林ボランティア制度・・・・・・・・・・・・・・・・P.79

里山を、みどりとふれあうフィールドとして活用し、みどりの大切さを学びながら地球環境の保全や生物多様性の保全、低炭素社会の取組みに向けた市民意識の醸成を図るほか、みどり資源の有効利用にも取り組ましましょう。

各担い手の役割	市民	・市民は、活動団体や行政、企業が企画する里山活動やイベントに参加するなど、積極的に自然にふれあい楽しみながら里山が持つ機能について理解を深めましょう。
	活動団体	・活動団体は、行政との連携のもと、それぞれの目的に応じ、自然とのふれあい活動や環境教育、みどりのリサイクル活動など、自主的な里山活用活動を展開しましょう。
	企業	・企業は、里山を活用した観光イベントの開催や地材地消の取組みを進めましょう。
	大学・専門	・大学など専門機関は、里山の活用に向けた技術支援を行いましょう。
	行政	・行政は、市有林の活用を進めるほか、市民活動のための場や機会、資材の提供、関係者や関係機関との調整・コーディネートを行います。また、木質系バイオマス燃料など、森林資源の循環利用のしくみづくりを進めます。

里山の活用

里山でのイベント例

森林ボランティアや行政による森と親しむイベントに多くの市民が参加しています。

<きのこ観察会（藻岩山）>



<観察会（札幌ふれあいの森）>



<間伐体験（旭山都市環境林）>



間伐材の活用例

間伐材を活用して、きのこづくりや、木工体験などを行っています。

<間伐材を活用したきのこづくり>



<木工クラフト体験（札幌ふれあいの森）>



【ペレットストーブの燃料として活用】



間伐材などの木を材料としたペレット燃料の生産と活用。

制度・支援メニュー

ボランティア ・ <みどりのボランティア> 森林ボランティア制度・・・・・・・・・・・・・・・・ P.79

里地での活動の取組み

< 里地でのみどりづくりのあり方 >

市街地をとりまく里地のみどりは、生産の場・生物の生息移動空間として維持していくほか、市民のみどりとふれあうライフスタイルのフィールドとして活用し、札幌らしい良好な都市景観・都市環境の維持向上を目指しましょう。

里地の保全 P76

関連する主なプログラム

里地の保全

里地の活用 P77

関連する主なプログラム

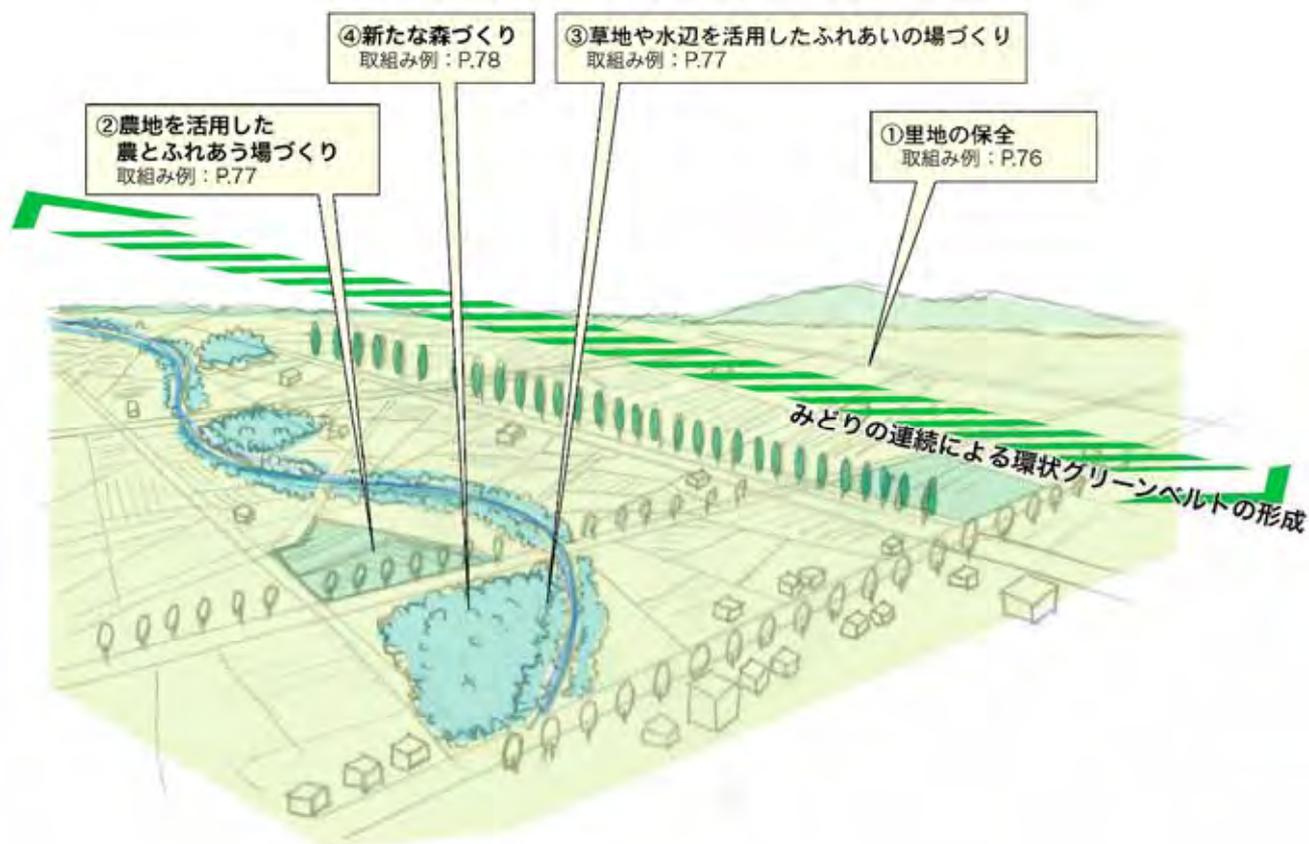
農地を活用した農とふれあう場づくり

草地や水辺を活用したふれあいの場づくり

新たな森づくり P78

関連する主なプログラム

新たな森づくり



札幌らしさを表す良好な都市景観・都市環境を維持する農地や草地、防風林などは、かけがえのない里地の資産として次世代に引き継いでいきましょう。また、水辺のみどりの保全に取組み、生物の生息・移動空間の確保や、うるおいある景観づくりを行いきましょう。

各担い手の役割	市民	・市民は、市街地近郊の貴重な農地や草地、防風林を、札幌郊外の景観を形成するまちの財産として認識しましょう。
	活動団体	・市民、活動団体、企業は、里地に残る連続的なみどりが、生物の生息・移動空間として、また、里地を特徴づける景観資源として重要であることを認識し、保全活動に参加しましょう。
	企業	
	行政	・行政は、制度の運用によるみどりの保全や、市民、企業（農業者）の活動支援を行います。

里地の保全

農地

北区篠路や東区中沼には酪農家が多く、牧草の収穫時期を中心として、市民に牧歌的な風景を提供しています。

<中沼の牧草地>



草地・水辺

里地に残る草地・水辺は、里地の中の大切なみどりの一つとして、生物の生息空間として貴重となっています。

<あいの里公園>



防風林

里地に残る防風林は、里地の中の大切なみどりの一つとして、景観、防災、環境など多様な価値があります。

<防風林（丘珠）>



制度・支援メニュー

みどりをつくる ・保存樹木・保存並木・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.82

市街地をとりまく農地や草地、水辺などを、みどりとふれあうライフスタイルのフィールドとして活用しましょう。

各担い手の役割	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、市民農園を利用して、みどりとふれあうライフスタイルを楽しみましょう。また、草地や水辺を活かしたふれあいの場づくりを進めていきましょう。 ・市民は、札幌農業を支援し守るため、札幌農産物を積極的に購入・消費することによって地産地消を定着させましょう。 ・農家、法人などは、農地を市民農園など有効に活用し、地域農業や地域経済の活性化につなげましょう。 ・農業者は、農地を都市環境の一部として耕作・保全しましょう。
	企業	
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・行政は市民農園を利用したい人のために、利用者の募集を広く市民にPRします。 ・行政は札幌農業に関するさまざまな普及、市民への啓発活動を行い、生産者、市民の取組みを直接的、間接的に支援します。

農地を活用した農とふれあう場づくり ・ 草地や水辺を活用したふれあいの場づくり

農地の有効活用の事例

地域コミュニティの活性化、農業に対する理解を深める場として、子どもからお年寄りまで幅広く農業体験ができます。

<市民農園（南区滝野）>



【市民農園について】

市民農園は、札幌市が開設している市民農園のほか「市民農園整備促進法」に基づき農家の方が開設している市民農園が市内に18カ所あります。開設する方に施設整備（給水設備、駐車場、休憩所、トイレ、看板等）に要する経費の一部を補助しています。

草地や水辺を活用した場づくりの事例

公園、緑地内の草地や水辺を活用した、ふれあいの場づくりが活動団体によってすすめられています。

<あいの里公園>



<星置緑地>



里地での環状グリーンベルト形成に向けて、農地や草地、防風林などの保全のほか、公園予定地を活用し、生物の生息・移動空間の確保や低炭素社会に向けた新たな森づくりに取組みましょう。

各担い手の役割	市民	・市民は、行政や活動団体が企画する植樹祭に参加したり、植樹のための基金に寄付したりするなど、森づくり活動に積極的に参画しましょう。
	活動団体	・活動団体は、行政が企画する植樹祭に参画するほか、行政との協働による自主的な森づくり活動を展開しましょう。
	企業	・企業は、森づくり活動に積極的に参加するほか、ネーミングライツによる森づくり活動、企業 CSR 活動としての資金や資材の提供、人材の提供などを行いましょう。
	大学・専門	・大学など専門機関は、植樹技術・森づくりの意義について研究・開発・普及に努めましょう。
	行政	・行政は森づくりのための植樹祭などを企画するほか、森づくりのための土地の確保や提供、資材の提供、各種活動の調整・コーディネートを行います。

新たな森づくり

新たな森づくりの取組みの例

行政や活動団体が企画する植樹祭や、企業の森づくり活動などを通して、新たな森づくりがすすめられています。

< 企業との連携による植樹（山口緑地） >



< さっぽろふるさとの森づくり植樹祭（山口緑地） >



< 地域住民による公園への植樹（五天山公園） >



制度・支援メニュー

緑化の支援 ・記念樹プレゼント事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.81

制度・支援メニュー 一覧表

1. ボランティア活動の制度 ボランティア

＜みどりのボランティア＞公園ボランティア制度
<p>都市公園などにおける市民の方々のボランティア活動の実態を把握し、状況に応じた側面的な支援を行うことにより、公園におけるボランティア活動を促進するため、公園でのボランティア活動を希望する市民の方に登録をしたうえで、計画的に清掃等の活動をしていただく制度です。</p>
<p>中央区土木部維持管理課：TEL 011-614-5800 北区土木部維持管理課：TEL 011-771-4211 東区土木部維持管理課：TEL 011-781-3521 白石区土木部維持管理課：TEL 011-864-8125 厚別区土木部維持管理課：TEL 011-897-3800 豊平区土木部維持管理課：TEL 011-851-1681 清田区土木部維持管理課：TEL 011-888-2800 南区土木部維持管理課：TEL 011-581-3811 西区土木部維持管理課：TEL 011-667-3201 手稲区土木部維持管理課：TEL 011-681-4011 みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/volunteer/volunteer.html</p>
＜みどりのボランティア＞森林ボランティア制度
<p>森林の保全と活用を目的に民有林を買い取った「都市環境林」、森林所有者の協力により、自然とのふれあいの場として開放している「市民の森」、都市景観の形成や環境の保全などのため樹林地を指定した「特別緑地保全地区」などにおいて、市民による積極的な森林保全活動を行なう事業です。森林で草刈、間伐、枝打ちなどの活動をする皆さんを森林ボランティアとして登録し、資機材の提供・技術指導などの支援を行っています。</p>
<p>札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523 ホームページ http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/volunteer/index.html</p>
さっぽろタウンガーデナー制度
<p>札幌をみどり豊かな潤いある都市にするための「花と緑のまちづくり」に取り組む方達の登録制度。「さっぽろ花と緑のネットワーク」が、花と緑に関する活動のお手伝いをします。ホームページや会報で情報を発信したり、イベントや講習会などを通じてガーデナーのみなさんの交流の機会を作ります。活動を新しく始める人たちの、きっかけづくりのお手伝いもします。</p>
<p>さっぽろ花と緑のネットワーク事務局：TEL 011-251-3309・FAX 011-211-2577 ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/flowers/</p>

2. 講習会・手引き 講習会・手引き

緑花園芸学校

花や緑を通して地域や社会に貢献できるボランティア、都市緑化のサポーターの養成を目的に開講しています。札幌の気候にあった植物管理の知識と技術、公園の維持管理やイベント運営などを学べます。カリキュラムは四季(4クォーター)に分けて、講義45回・実習25回で構成しています。また、講義のみになりますが、興味のある講義を自由に選んで申し込みができる「個別受講」を随時受け付けています。

(財)札幌市公園緑化協会：TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/img/engei_m.gif

<各種講習会> 豊平公園緑のセンター 各種教室・講習

園芸教室や、自然観察会などの自然教室・クラフト講習会などを開催しています。連続講座として、園芸・アート講座も開催しています。不要になった樹木や草花を他の欲しい方へ仲介するグリーンデータバンクも行っています。

豊平公園緑のセンター：TEL 011-811-6568・FAX 011-811-6568
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/toyohira/>

<各種講習会> 百合が原公園緑のセンター 各種教室・講習

園芸、植物などに関する講習会、植物を素材にしたクラフト教室、実際に園芸作業をしながら基本を学べるガーデニング教室などを開催しています。無料で利用できる相談コーナーや図書館、ガーデンショップが併設されている。

百合が原公園緑のセンター：TEL 011-722-3511
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/yuri/>

<各種講習会> 平岡樹芸センター 各種教室・講習

園芸、庭づくり教室、クラフト、アレンジ講習会などを開催しています。緑の相談コーナー、講義室、展示室、図書コーナーなどが設けられています。

平岡樹芸センター：TEL 011-883-2891・FAX 011-883-2891
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kiyota/learn/vision/02-kiyota-04.html>

緑と花に関する手引書「すくすくみどり」の配布

緑と花に関する手引書を毎年10,000部作成し、毎年春に札幌市役所・各区役所・公共施設等で配布しています。

(財)札幌市公園緑化協会：TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/sukusukut.html>

花苗づくりブック「種から育てる花のまちづくり“たね本”」の配布

種から花苗を育てるための基本的なポイントを紹介するガイドブックを配布しています。花の育苗・栽培には多くの手法がありますが、なるべく安く、分かりやすく、容易にできることを目指して、「セルトレイ(種まき用の容器)」を用いた育て方を中心に、まとめたものです。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/hana/tanebook/index.html>

3. 緑化の支援

緑化の支援

マイタウン・マイフラワープラン

みどり豊かなまちづくりの取組みの一環として、市民の緑化意識の高揚を図り、市民の自主的な緑化活動の推進を目指して、幼稚園や小学校、地域において、街路樹樹などに植える花苗を市民のみなさんが自ら育てる取組みを支援する制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/machi/machi.html>

一家庭一植樹運動（苗木の提供、植樹支援）

緑のボリュームアップの取組みとして、民有地の緑化の推進と市民の緑化意識の高揚を図ることを目的に、各家庭での植樹を支援する取組みです。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

緑化ツタ苗の補助事業

札幌市内にて、ツタで壁面を緑化しようとしている住宅、事業所等を対象として、植込み予定数の半数（最高15本）のツタ苗（ナツツタ）を現物で助成しています。募集は年2回で春と秋に「広報さっぽろ」等でお知らせしております。

（財）札幌市公園緑化協会：TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/tuta.html>

フラワーコンテナ（ポット）の貸出し

札幌市内の町内会、自治会、商店街等の民間団体を対象として、身近なみどりの創出と花壇造成の一助となるよう、3年間フラワーポットの貸し出しを行っています。募集は年1回で春に「広報さっぽろ」等でお知らせしております。

（財）札幌市公園緑化協会：TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/pot.html>

記念樹プレゼント事業

札幌市民を対象に、結婚、出産、新築といった人生の節目を記念して家庭用の苗木をプレゼントしています。募集は年2回で春と秋に「広報さっぽろ」等でお知らせしております。

（財）札幌市公園緑化協会：TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/purezento.html>

4. 地域のみどりをつくる制度 みどりをつくる

緑の協定制度

住まいの地域のみどりを守り育てるために、市民の皆さんの住宅敷地などのみどりを増やすことについて住民の皆さんの合意を得た上で市と協定を結び、お互いに役割分担したうえでみどりを増やす活動を共に行っていく制度です。市は緑化に対しての技術的なアドバイスや苗木の提供などいろいろな支援を行います。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/kyoutei/midoriseido.html>

緑化推進協議会制度

自分達の住む地域の緑を守り育てるために結成した団体を市長が「緑化推進協議会」として認定します。緑化推進協議会が活動する地区の住民の皆さんと市が協働で緑を増やすための活動を行います。認定・実施の際に技術的なアドバイスなどいろいろな支援を行います。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/kyougikai/kyougikaiseido.html>

保存樹木・保存並木

樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するため必要なものを保存樹木又は保存並木として指定しています。(現在、保存並木の指定実績はありません)

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

景観重要樹木

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボリックな存在として、都市景観を特徴づけている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いた上で景観法を基に景観重要樹木として指定し、地域の良好な景観形成を推進しています。

札幌市市民まちづくり局都市計画部：TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

5. 地域のみどりを守る制度・事業 みどりを守る

緑保全創出地域制度

市・市民・事業者・所有者等が一体となって、札幌の緑を豊かなものとし、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な都市環境を確保することを目的として、市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地に種別化し、土地利用の行為にあたり、種別ごとに一定の緑化などの確保を図り、みどり豊かな都市環境を保全及び創出する制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/hozensyousai/hozensyousai.html>

特別緑地保全地区

街の中の良好な自然環境を形成する緑を保全することを目的とし、都市緑地保全法（現都市緑地法）に基づき都市計画決定されるもので、都市景観上・環境保全上あるいは歴史的・文化的観点から保全する必要のある樹林地等が対象となります。特別緑地保全地区では、建築物の新築や樹木の伐採などの一定の行為を行う際は、都道府県知事の許可を得る必要があります。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/hozenchiku.html>

風致地区制度

風致地区内における建築物の建築などの行為を規制することにより、都市の風致を保全し、みどり豊かな都市環境を保全するための制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/fuchisyousai/fuchisyousai.html>

緑化施設整備計画認定制度

「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として定められた地区内の建築物について、建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定し、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/nintei/ninteiseido.html>

都市環境林取得整備事業

市街地近接地で開発志向の強い地域、自然環境・景観及び防災機能上保全が必要な地域などについて、計画的に一般民有林を公有化することにより、これらの森林を保全するものです。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/toshikankyou/toshikankyou.html>

6. 公園管理の制度 公園管理の制度

街区公園等管理業務委託

市民の方の公園への愛着を育み、また、市民の方と行政が一体となって、美しく、安全に、公園を管理するため、町内会等の地域の団体に街区公園等の清掃、草刈の業務を委託しています。

各区土木部維持管理課：連絡先は公園ボランティア欄参照
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/itaku.html>

近隣公園清掃業務委託

障がい者団体(施設)等に近隣公園の清掃の業務を委託しています。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/shiminsanka.html>

7. P R P R

コンテストの実施(「緑と花のフォトコンテスト」)

札幌市内の公園、緑地における、緑や花の魅力、美しさ、公園でのひととき、自然とのふれあいなどを表現した作品を募集します。応募要領などは、都市緑化基金のホームページ、「広報さっぽろ」に掲載いたします。

(財)札幌市公園緑化協会：TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577
ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/photo.html>

8. その他 その他制度

札幌景観資産

デザイン、様式が特徴的な建造物や市民や観光客から親しまれている建造物や樹木などの歴史的な景観資源を大切に継承し、個性豊かな景観を形成するため、札幌市が独自に指定し、保存と活用を図ります。

札幌市市民まちづくり局都市計画部：TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

街並み誘導型地区計画制度

区域の特性に応じた街並みを誘導しつつ、土地の合理的かつ健全な有効利用の推進及び良好な環境の形成を図る制度です。

札幌市市民まちづくり局都市計画部：TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

河川美化活動支援制度

札幌市の維持管理河川において、清掃・草刈・花壇の手入れなどの美化活動を行う、町内会・河川愛護団体・企業・NPOなどの団体に、ゴミ袋、軍手、タオルの配布、ゴミの回収などの活動支援を行うことにより、良好な水辺環境が保全されることを目的とする制度です。

札幌市建設局下水道河川部河川管理課：TEL 011-818-3415
<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/kasen/menu07-04.html>

アダプトプログラム

アダプトとは、英語で「養子縁組する」という意味。このプログラムは、ボランティアとなる地元住民や企業が、道路や公園など地域の共有財産である公共施設や空間を、管理者との契約に基づき、定期的・継続的に代替管理を行う制度です。中央区や西区、豊平区において実施されています。

中央区市民部地域振興課：TEL 011-231-2400 FAX 011-511-7234
西区市民部地域振興課：TEL 011-641-2400 FAX 011-641-2455
豊平区市民部地域振興課：TEL 011-822-2400 FAX 011-822-9357